

令和7年第4回定例会 教育厚生委員会 報告（要点筆記）

議案第80号 組織機構改革に伴う関係条例の整備について [所管分]

質 疑

○委 員

今回の組織機構改革で、これまで教育委員会の所管だった事務の一部を市長部局へ移管することの目的を伺う。

○理事者

これまでの教育委員会では、学校教育部門と社会教育部門に分けて部が構成されていたが、今回の組織機構改革では、教育委員会は学校教育部門に集中して取り組み、公民館や書道パフォーマンスなどの社会教育部門については市長部局へ移管し、市民とともに充実させていくという方針のもと、提案させていただいた。

○委 員

組織機構改革をしていく中で備品の移動やシステム変更などにどの程度の費用がかかる見込みなのか伺う。

○理事者

備品の移動やシステム変更については、職員で実施するため費用はからない。

なお、緊急通報装置の移設費用や課名を表示したサインの変更に係る工事費用については補正予算において、430万円ほど計上している。

○委 員

条例改正後、課や係の名称を規則において定めていくと思うが、できるだけ職員や議員の意見を反映していただきたい。

○理事者

貴重な意見であるため、しっかりと受け入れていきたい。

○委 員

教育委員会の所管部が集約されることによって発生する問題への対策について伺う。

○理事者

今回の組織機構改革の目的として、部局を越えた連携を図りながら市政を前進させていくことが挙げられるため、所管が教育委員会から市長部局へ移った事務においても、不都合が生じた際には、各部局で連携して解決していきたいと考えている。

○委 員

行政において部局を越えた連携は難しいことだと承知しているが、与えられた課題に対して、コミュニケーションを取りながら解決できる仕組みづくりを進めていただきたい。

○委 員

今回の大規模な組織機構改革において、多少の混乱が生じることは仕方のないことだと思うが、修正できるところから修正していただき、来年度の4月1日にはよいスタートが切れるように工夫していただきたい。

議案第82号 四国中央市学校規模適正化検討委員会条例の制定について

質 疑

○委 員

条例の施行日について伺う。

○理事者

議決日が公布日となるため、それ以降となる。

○委 員

検討委員会の委員について、既に人選を開始しているのか。

○理事者

委員の人選については、条例の制定後に開始する予定である。

○委 員

第3条第2項第3号に規定する「学校に在籍する児童又は生徒の保護者」について、PTA会長などの実績がある方が選任されるのか。

○理事者

具体的な条件については、条例の制定後に協議して決定したい。

○委 員

委員の定数は20人であるが、第3条第2項第1号から第5号までに規定する委員について、各号ごとの定員は規定されていない。各号に掲げる委員のうち、一人も選任されない項目が出てくる可能性も想定されるのか。

○理事者

検討委員会では、各分野の代表者に参加していただき、幅広い意見をいただきたいと考えているため、いずれかの分野の方が欠けるということは想定していない。

○委 員

委員の中に議員は入らないのか。

○理事者

委員に議員を含めるかについては、自治体によって様々な対応を取っている。その中で、昭和28年1月には、議員が行政の附属機関の委員になることは違法ではないが、適切ではないとの行政実例が出ている。これは、議決機関としての議員の立場と、執行機関としての行政の立場を明確に分けるべきであることが理由であると推察している。

しかし、教育委員会としては、検討委員会の審議事項について情報を提供し、議員の意見もいただきたいと考えている。

○委 員

委員の人選を誤ると、検討委員会の判断も誤ってしまうおそれがあるため、バランスの取れた人選をお願いしたい。

○委 員

検討委員会の活動状況について、市民へ公表されるのか伺う。

○理事者

四国中央市審議会等の運営に関する指針に基づき、検討委員会の内容は原則公開することとし、議事録については速やかにホームページなどで公表したいと考えている。

○委 員

重要な事項を検討する委員会だと認識しているため、慎重な議論と幅広い情報提供をお願いしたい。

議案第84号 四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質 疑

な し

議案第85号 四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質 疑

な し

議案第86号 四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質 疑

な し

議案第87号 四国中央市特定教育・保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

子供が虐待されていることが疑われる場合の連絡先やその後の対応について伺う。

○理事者

虐待が疑われる場合、保育園もしくはこども家庭課、保育幼稚園課に連絡をいただきたい。その後、虐待の有無について調査し、虐待の事実が確認された場合は、こども家庭課の所管である要保護児童対策地域協議会へ報告し、対応について協議していく。

○委 員

保育現場で起こる子供への虐待について、保育士等に通報義務が生じることの周知はどうのように実施するのか。

○理事者

通報義務の周知は、ホームページなどで実施したいと考えている。

また、保育現場での虐待については、保育士等による発見も想定されるため、保育士等に対しても、自分のクラスだけでなく全体を見ていただき、虐待を発見した場合の対応についても周知していく必要があると考えている。

○委 員

本市において、現時点で虐待の通報はないのか。

○理事者

現時点において、職員による虐待の通報は受けていない。

議案第89号 令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第6号）[所管分]

質 疑

○委 員

在宅子育て応援手当について、対象者数の見込みを伺う。

○理事者

まず、生後3か月から1歳前までの0歳児については約300人存在する。そのうち、約20人は乳児園等を利用しておらず、さらにその約半数の方が育児休業給付金を受給していると想定している。そのため、0歳児については、乳児園等を利用せず、かつ、育児休業給付金を受給していない約140人が対象者であると想定している。

次に、満2歳を迎えるまでの1歳児については約320人存在し、在園児が約170人であるため、残りの約150人が対象者であると想定している。

以上の見込みから、0歳児約140人と1歳児約150人を足した約290人が対象者であると想定している。

○委 員

職場で子供の世話をしながら働いているため育児休業給付金を受給していない方は手当の対象となるのか。

○理事者

手当の対象となる方は、保育園等を利用せず、かつ、育児休業給付金を受給していない方であるため、対象であると考えるが、対象者の判断は実際に申請が出てきた際に内容を審査した上で決定する。

○委 員

親は育児休業給付金を受給せずに働いており、祖父母が子供の世話をしてくれるという状況でも対象者となるのか。

○理事者

実際にそういうケースも想定しており、保育園等の公的な支援を受けていないため、対象者であると考えている。

○委 員

社会教育施設費の概要について伺う。

○理事者

主に歴史考古博物館や暁雨館などを維持管理するための費用である。

○委 員

年間約8,500万円の維持管理費がかかっている歴史考古博物館と暁雨館の年間来場者数について伺う。

○理事者

歴史考古博物館については、令和4年度が3,084人、令和5年度が2,712人、令和6年度が4,200人である。

また、暁雨館については、令和4年度が7,550人、令和5年度が6,661人、令和6年度が6,305人である。

○委 員

展示物やイベントの内容を見ると、暁雨館の方が集客力があるよう感じた。歴史考古博物館においても、高額な維持管理費がかかっており、興味深い施設にしていく必要があるため、その方法について検討をお願いしたい。

○委 員

福祉避難所機能強化・整備促進事業の概要について伺う。

○理事者

レトルト食品や紙おむつ、ポータブル蓄電池、粉ミルクなどを福祉避難所における備蓄品としてそれぞれ配置するものである。

○委 員

学校給食費における燃料費、光熱水費について、概要を伺う。

○理事者

学校給食費における燃料費、光熱水費については、毎年当初予算で概算費用を計上し、12月の補正予算で残りの期間の見込額を計上している。

○委 員

増額分の補正ではなく、従来使用している費用を12月の補正予算で確定させるという認識でよいか。

○理事者

お見込みのとおりである。

○委 員

現在、廃止されている多子世帯育児支援金の代替事業について、検討は前向きに進んでいるのか。

○理事者

今回の補正予算で計上している在宅子育て応援手当は、これまで支援の行き届いていなかった家庭に対して新たな支援を開始するために創設する制度である。本市では、これまで子育て環境の整備について取り組んできたが、現在も子育て環境を向上させる施策について検討を進めている。

○委 員

人口減少については、出産する人の数を増やすか、一人当たりの出産人数を増やすかの2つしか対策がないと考えている。若者を多く集める方法や、1人目を出産してくれた人に2人目も出産したいと感じてもらうための取組について、真剣に考えていかなければならない。ある程度の費用を要したとしても、未来への投資だと思って取組を進めたいいただきたい。

○委 員

学校規模適正化検討委員会委員報酬の詳細について伺う。

○理事者

学校規模適正化検討委員会は教育委員会の附属機関となるため、四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の規定に基づき、日額8,000円を支給するものである。

議案第91号 令和7年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

質 疑

な し

議案第93号 令和7年度四国中央市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

質 疑

な し

主要事業 「小中学校施設照明LED化推進事業」

質 疑
な し

主要事業 「放課後児童健全育成施設整備事業」

質 疑

○委 員

造成工事について、951,000円の増額が生じているが、その要因を伺う。

○理事者

労務単価の見直しによる増額である。

○委 員

4月の供用開始時には、既に指導員の確保ができている見込みなのか。

○理事者

現時点では、昨年度と同等の指導員が確保できているが、諸事情により増減する可能性があるため、言い切れない状況である。

○委 員

現在利用している建物がある敷地は、何かの事業に活用されるのか。

○理事者

現在、保育幼稚園課によって土居西こども園の建設地として検討されている。

○委 員

土居小学校の児童数を伺う。

○理事者

今年度の5月1日現在で、児童の総数が165名、世帯数は118世帯となっている。

○委 員

現在の土居小学校放課後児童クラブの指導員は何人体制なのか。

○理事者

人事課雇用が2名、こども家庭課雇用が2名の計4名である。